



## つばき時事通信

NO.34

## 高橋司法書士事務所

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代表)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

新年度スタートして、各家庭では新入学や就職等新たな人生をスタートした方々も多いと思います。希望に満ちた大きな思いをこれからも持ち続けていってもらいたいものです。新社会人以外の我々も初心に帰って気持ちを引き締めて夢や目標に向かっていきましょう。

新年度スタートとともに、何点か税制改正があり、登記の面での税制改正をお伝えします。

1. 売買を原因とする所有権移転登記の軽減税率が2年間延長になりました。(1000分の15)
2. オンライン登記申請の減税が廃止になりました。
3. 登記事項証明書、公図、印鑑証明書等の手数料の改正がありました。

認定司法書士 高橋弘孝

業務及び生活におけるちょっとした疑問点について皆様にお届けします。

### 〔金銭貸借等の問題〕

Q 私は年生活をしておりますが、サラ金に相当の借金があり、返済を滞っています。年金は銀行預金の口座に振り込んでもらっているのですが、サラ金からその口座を差押えられてしまいました。このままでは生活をしていけません。どうにかできないもののでしょうか。

A 年金は法律により差押えが禁止されています。それは銀行預金口座に振り込まれたときにも及ぶと考えられますので、その差押えは取り消すことができます。

#### (1) 預金の差押え

判決などに基づいて、債権者から預金債権に対する強制執行(差押え)が申立られると、裁判所は債権の差押え命令を出し、これが銀行に送達されると預金者に対し、預金の払い戻しを禁止させます。債権者はその預金債権を取り立てて債務の弁済に充当するということになります。

#### (2) 差押え禁止債権

しかし、債権者は、債務者の債権を何でも差押えられるわけではありません。民事執行法152条によれば、給料、賃金については原則としてその4分の3に相当する部分については差押えすることができません。

また、厚生年金保険法41条によれば、同法に基づく年金については、金額につき差押えが禁止されています。このような規定は国民年金法24条、国家公務員共済組合法49条など多数あります。これらは債務者の生活保障という社会政策的見地から定められた規定です。

#### (3) その他

年金が預金口座に振り込まれた場合は、厳密に考えるともとは年金であっても銀行預金口座

に振り込まれば、それは銀行に対する「預金返還請求権」という債権となり、年金そのものではない、従って差押えは可能だということになります。

しかし、一方で実質的には振り込まれる前も振り込まれた後もそのお金は債務者の生活のためにあるのであって、社会政策的見地から保護すべきであるとの要請に変わりはないともいえ、年金受給者のほとんどが金融機関の預金口座を利用して受給を受けている現状に鑑みますと、振込まれたから差押え可能だとするのは、厚生年金保険法などが年金を差押え禁止とした趣旨が全うできないということにもなりかねません。

そこで判例は、従前は見解が分かれていましたが、このように年金が銀行預金口座に振り込まれた場合には、その年金相当部分については差押えが禁止されるとしています。

#### (4) 年金担保差し入れの禁止

平成 16 年 12 月及び平成 18 年 12 月に貸金業法の規定が一部改正され年金担保融資の規制が強化されました。

以前より、年金などの貸付金の担保に差し入れることは、一部の例外（独立行政法人福祉医療機構、日本政策金融公庫などからの借り入れの場合）を除いて禁止されていました。

また、貸金業法や金融庁のガイドラインにおいても、年金担保の手段として、貸金業者が印鑑、預金通帳、年金受給証等を徴求することを禁止していました。

これは年金が国民の生存権の確保を目的としているものであることや、年金の受給権が一身専属的な権利で、貸金の返済の引き当て財産とすることになじまないことを理由とします。

認定司法書士 高橋弘孝

[参考となる法令]

厚生年金保険法 41 条

東京高判平成 4.2.5 判タ 788・270

貸金業法 16 条、20 条の 2、48 条

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に向過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き